

新福祉ビジョン・地域共生社会における民生委員の役割と課題

～制度持続のための取り組みについて～

仙台白百合女子大学人間学部 松崎吉之助

老年学リサーチペーパー「社会老年学」2017年 第4号

発行：横浜国立大学 安藤研究室「社会老年学」編集部
(2017年8月31日)

新福祉ビジョン・地域共生社会における民生委員の役割と課題

～制度持続のための取り組みについて～

仙台白百合女子大学人間学部 松崎吉之助

はじめに

2014年4月から6月にかけてNHKで放映されたドラマ「サイレント・プア」ではゴミ屋敷、ホームレス、引きこもり、家庭内暴力、オーバーステイ、子どもの貧困、在宅ケア、被災者など様々な課題が取り上げられた。このドラマはこれらの課題に直面している多くの人が、地域社会から孤立しているために、誰にも助けを求めることもできず、また誰にも当人達の存在に気づかれない「サイレント・プア」（声なき貧困）であると指摘している。ドラマでは地域に埋もれている様々な課題を抱えた人々の支援に、社会福祉協議会のコミュニティー・ソーシャルワーカー（以下CSWとする）が奔走する。社会福祉協議会は社会福祉の専門機関で全国に設置されている民間の社会福祉法人であり、CSWは社会福祉の専門職である。このドラマの主人公は女性のCSWであり、地域に埋もれている課題に対して本人、家族、地域、行政等に様々な働きかけ、ともに解決を目指していく。しかしこのドラマで奔走するのはCSWだけではない。CSWのよき相談相手、パートナーとして活躍するのが民生委員である。CSWが優秀でも、CSWだけでは地域に埋もれ、誰にも相談することができない人を発見し、支援を行うことは難しい。民生委員はある時は地域の情報収集を行い、またある時には地域住民とCSWや課題を抱えた人の懸け橋になる。このドラマのCSWの活躍は民生委員の存在抜きに考えることはできない。

民生委員は2017年には制度創設100周年を迎え、一世紀にわたり日本の社会福祉を地域から支えてきた。「サイレント・プア」の例にあるように、社会福祉が対象とする人々の生活上の課題は複雑化・多様化している。社会福祉協議会等の専門機関、CSW等の専門職がこれらの課題に取り組んでいるが、民生委員の活躍も見逃せない。しかしながら民生委員の充足率は低下傾向にあり、一部地域によっては制度存続も楽観視できない状況にある。制度創設100周年にあたり、現在の日本の福祉の状況、方向性を踏まえ民生委員の現状と課題について検討する。

1. 民生委員とは

前述のように民生委員は創設100周年を迎え、日本の社会に深く根付いている。しかし民生委員の存在は知られていても、その実情やこれまでの歴史についてはあまり知られていない。民生委員はなぜ100年前に創設されたのであろうか。

民生委員制度は全国統一の制度ではなく、ある地方の独自の取り組みとして誕生した。民生委員制度の源流は大正6年（1917年）に岡山県で誕生した濟世顧問制度、更には大正7

年（1918年）に大阪府の方面委員制度にある。この大正6年（1917年）の濟世顧問制度の創設が現在の民生委員制度の始まりとされており、2017年は濟世顧問制度創設から100年目にあたる。

100年前の日本は第一次世界大戦（1914年～1918年）の最中である。戦争は日本に好景気をもたらしたが、一方で物価の上昇も招き、戦争前から工業化等の影響で顕著になっていた貧富の差はますます広がっていった（嘉陽 2011）。社会的には非常に不安定な時期であり、1918年には米騒動が起きている。民生委員制度の源流ともいえる2つの制度はこの米騒動の前後に誕生した。

2つの制度は同一制度ではないが、住民の中から選ばれた委員による貧困問題に対する取り組みであるといえる。特に方面委員制度では貧困問題が生じる背景を理解するための実態調査が重視された。また委員は名誉職とされ、関係市町村の吏員や学校教員や関係者の中から選ばれた。名誉職であり、専門職ではなかったが、吉田（2001）は「専門家の調査では相手に抵抗感を与えてしまうが、民間の非専門職が行うことで心理的負担をやわらげ、細部にわたる調査が可能になった」と指摘している。

戦後の生活保護法に繋がる救護法（1929年）において、方面委員は市町村長の補助機関とされ、実質的に制度運用の窓口となっていた。方面委員が補助機関となった理由については「公的財源の節約」（嘉陽 2011）などの意見もあるように、財源面、実態調査の実践を考慮しても方面委員が救護法の実施には不可欠であった。その後昭和11年（1936年）には方面委員令が公布され方面委員制度は全国に広がっていった。

昭和21年（1946年）旧生活保護法が制定された。この時方面委員はより広く民生安定のための活動に従事することを期待され、民生委員に呼称変更された。1946年には児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員も兼ねることになり、1948年民生委員法が制定された。救護法、旧生活保護法において方面委員・民生委員は補助機関とされていたが、1950年の生活保護法で民生委員はこれまでの補助機関から協力機関となった。

現在は「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるもの」（民生委員法第1条）であり、平成12年の民生委員法改正時に、名誉職としての立場から「給与を支給しないもの」（民生委員法第10条）となっている。貧困問題から出発した民生委員の活動であるが、現在では生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法、売春防止法などから生活困窮者自立支援法まで協力機関としての活動は多岐にわたっている。

2. 民生委員の現状

民生委員の設置数は「厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める」（民生委員法第4条）とされており、現在は以下のような配置基準になっている。

表1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区分	配置基準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

民生委員・児童委員の定数基準について（厚生労働省：平成13年6月29日 平成22年2月23日改より）

人口、世帯数が増加するに従い、民生委員の定数・総数も伸びている。しかし最近では定数に満たない自治体が目立つようになっている（図1）。民生委員は3年に一度改選を行っており、直近の改選は平成28年12月に行われた。平成28年の改選における全国の平均充足率は96.3%であり、平成25年12月の97.1%から低下している。

充足率については自治体間でバラつきがあり、京都市のように充足率が100%に近い自治体もあるが、平成28年の改選では全国政令指定都市20のうち、13都市が全国平均を下回っている。政令指定都市で最も低いのは川崎市で87.8%となっている。そのほかに充足率が低い自治体として、東京都（全体）91.9%、沖縄県（全体）で80.6%となっている。まだ全国平均としては96%を維持しているが、前述の川崎市や沖縄県のように9割、更には8割を切る自治体が今後は増えてくると考えられる。

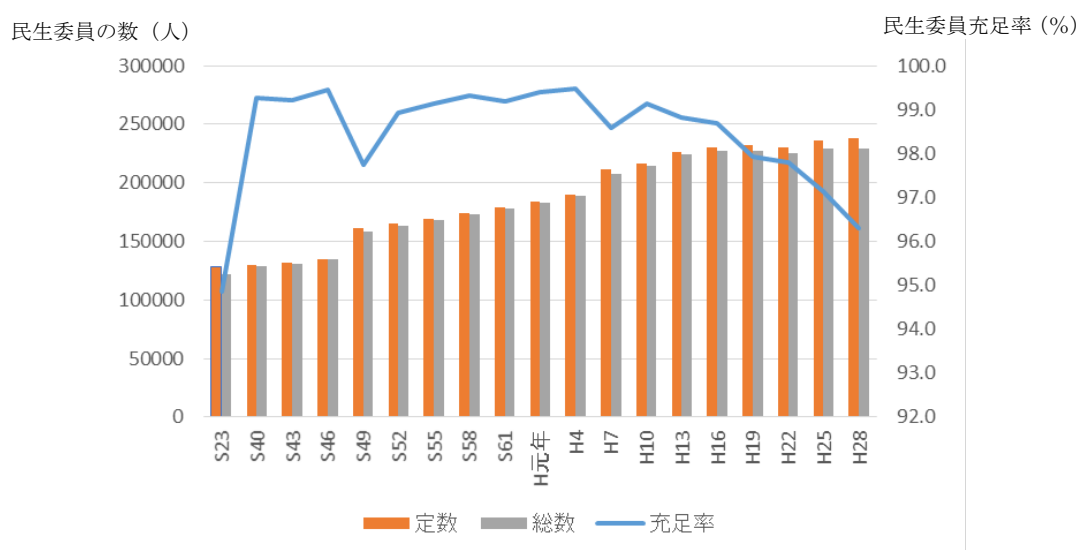


図1 民生委員数の推移（総数と充足率）

厚生労働省「社会福祉行政業務報告」及び厚生労働省ホームページ「民生委員・児童委員参考データ」より筆者作成

厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」を見ると、民生委員法がスタートした1948年当初は男性の民生委員が多かったが、現在は女性が6割を越え、その差は広がりつつある。また全体的には高齢化が進んでおり60代の民生委員が5割を占め、70代、50代、更には40代以下の民生委員も存在する（全国民生委員児童委員連合会 2007）。「サイレント・プア」の民生委員は女性であり、年齢は不詳であるが、幼い二人の子供を育てる若い母親の設定になっている。在任年数も短くなっており、2006年の報告書（全国民生委員児童委員連合会 2006）では1期以下が35%、2期が25.7%であり、民生委員の負担の大きさと、担い手確保の課題が伺える。

民生委員は国家資格の専門職ではないため、知識や技術を問う試験に合格すれば、民生委員になれるわけではない。民生委員は市町村に設置された民生委員推薦会からの推薦を都道府県知事が受け、最終的に厚生労働大臣にから当人に委嘱される。民生委員推薦会がまずは地域の中で、人選にあたることになるが、その際に地域の自治会・町内会の会員から選ばれることが多い。

職務内容を鑑みても、地域の事情に精通し、かつ地域に対する思いがある人物が務めることが求められる。また、民生委員は「給与を支給しないもの」（民生委員法第10条）であり、基本的に無給である。方面委員制度のときから、無給でも生活に困らない人の中から選ばれてきた。また民生委員の活動件数（図2）をからも住民の自宅訪問や、地域活動への参加、会議、研修などがあり非常に多忙であることがわかる。

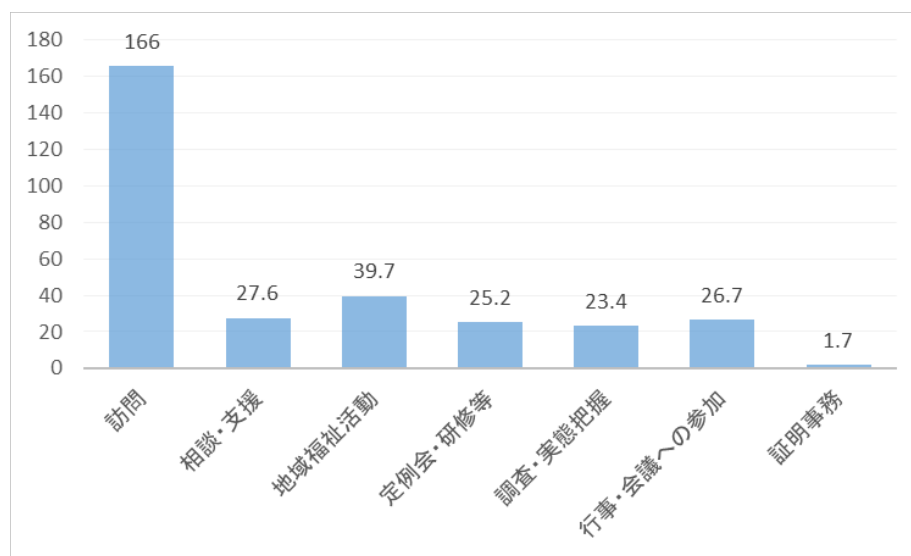


図2 民生委員の年間の活動件数

厚生労働省「平成27年度福祉行政報告例」²⁾より筆者作成

非常に多忙な民生委員活動を行うには自分自身が健康でなければならず、実際に民生委員は75歳定年と定められている。このように考えると、現実的に民生委員を地域で担える

人物は限られてくる。「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のあるものでなくてはならない」（民生委員法第6条）³⁾とされているが、現実的にその活動内容を考えると、①地域の事情に明るいこと、②経済的に余裕があること、③心身ともに健康であることが求められる。すでに少子高齢化・人口減少が進む社会において、人材不足は様々な分野で深刻化しており、民生委員も例外ではない。そのため民生委員の75歳定年を見直す自治体も出現している。現在は団塊の世代が、民生委員の中心的な担い手である60代であるが、2025年には団塊の世代は民生委員の定年である75歳を迎える。そのため、今後も民生委員の担い手確保のために、75歳定年を見直す自治体が増えると考えられる。

経済的に豊かな高齢者が多く住む地域は、定年などの引き上げも有効かと考えられるが、経済的に困窮している高齢者が多く住む地域では事情が異なる。高齢者の生活保護世帯の増加や年金受給年齢の見直しなども民生委員の担い手確保や負担増に影響すると考えられる。今後はより一層地域の実情に応じた担い手を増やすための取り組みが必要になる。また高齢になると健康課題が生じるリスクが大きくなることから、単に定年を引き上げるだけでなく、負担軽減のための仕組み作りが求められる。

3. 民生委員の活動と課題

これまで振り返ってきたとおり、民生委員は貧困問題への対応からスタートし、その後活動の幅広げてきた。現在の民生委員の相談内容を見ると、貧困問題（経済的困窮）に対する相談だけでなく、買い物やゴミ出し、受診付き添いなどの日常生活の支援から、虐待や孤立・引きこもりに対する相談まで多岐にわたる（図3）。

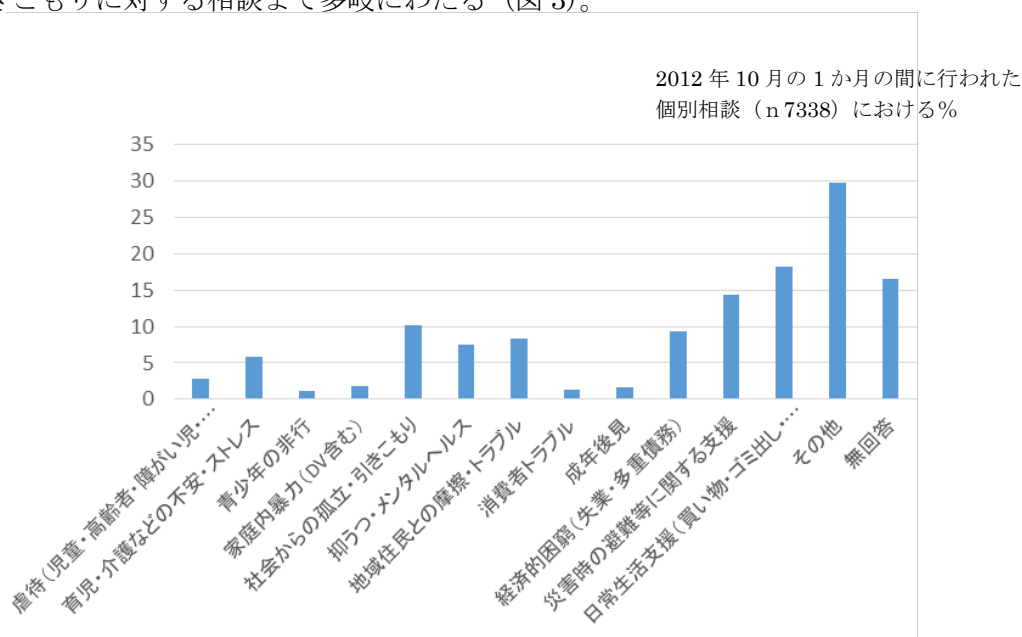


図3 民生委員が対応した相談内容

日本総研研究所「民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査、研究事業報告書
平成25年3月」より筆者作成

こうした様々な相談内容に対して、民生委員は訪問を繰り返して対応していると考えられ（図 2）、訪問回数は年々増加傾向にある。ドラマ「サイレント・プア」にもあるように地域には何らかの事情で自ら支援を求めない（求めることができない）人々が多数存在する。しかし多くの社会福祉の制度は基本的には申請主義であり、自ら支援の必要性を申し出るところから制度の利用等の支援が始まる。そのため自ら支援を求めない（求めることができない）住民はそのままでは必要な支援等を受けることができない。こうした場合にアウトリーチ（支援者が自ら接近すること）が必要となる。民生委員はこのアウトリーチによって地域に支援が必要でありながら何らかの事情で埋もれ続けている存在を見つけ出し、関わることを可能にしている。支援を必要とする人を見つけ、相手の警戒心や不安を取り除きながらその距離を縮めていかななくてはならない。そのためアウトリーチには多くの時間と労力が必要となる。情報を入手することや何度も訪問することを考えると、アウトリーチはまず物理的な距離が重要となる。自分自身が同じ地域の住民であることは情報入手の上でも、訪問を継続する上でも大きなアドバンテージになる。実際に民生委員に繋がったケースの多くは民生委員のアウトリーチによることが多い（図 4）。

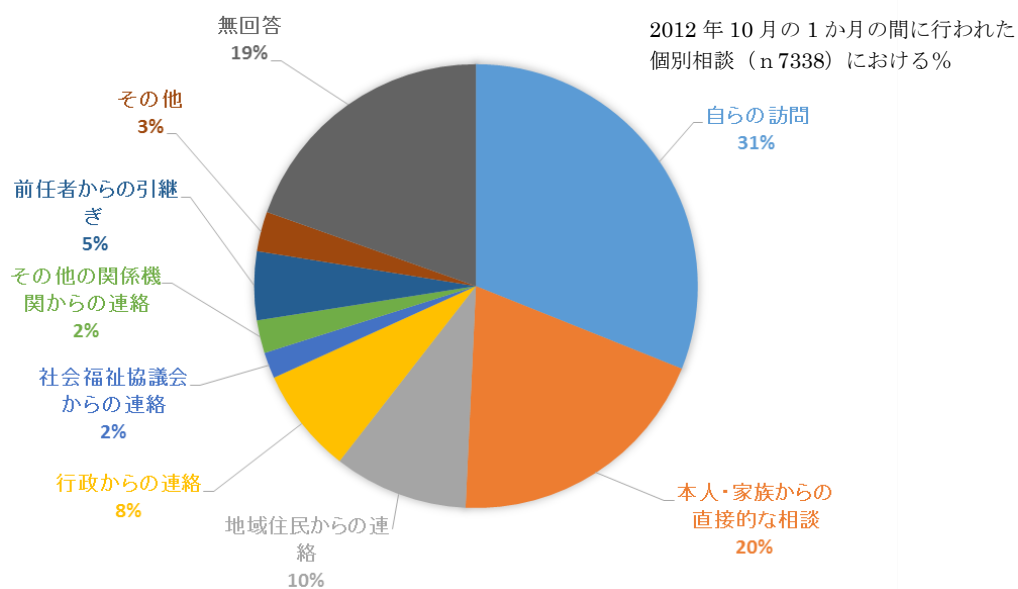


図 4 民生委員の相談に至ったきっかけ

日本総研研究所「民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査、研究事業報告書 平成 25 年 3 月」より筆者作成

2006 年からスタートした地域における高齢者や家族の総合相談窓口である、地域包括支援センターや社会福祉協議会もアウトリーチを積極的に行うが、実際には地域包括支援センターや社会福祉協議会のみで地域に埋もれている要援護者の元にアウトリーチを行うことは難しい。地域住民でもあり、地域の実情に詳しい民生委員の協力が不可欠である。またその後の見守り等についても民生委員の存在が欠かせない。「サイレント・プア」でも CSW

と民生委員と一緒にアウトリーチを行う場面が何度も登場している。

現在の社会福祉制度は高齢者福祉や障害者福祉のように対象者別に分かれている。そのため、例えば親である高齢者と障害のある子の世帯に対する支援では親に対する相談窓口と子に対する相談窓口は異なる。しかし世帯の支援という視点で考えると、相談窓口がわかれていることは一体的な支援の分断や、非効率化をもたらすことになる。しかし民生委員は対象者にとらわれない。民生委員の連携先を見ると、高齢者から児童、障害者、さらには警察消防まで多岐にわたる（図5）。

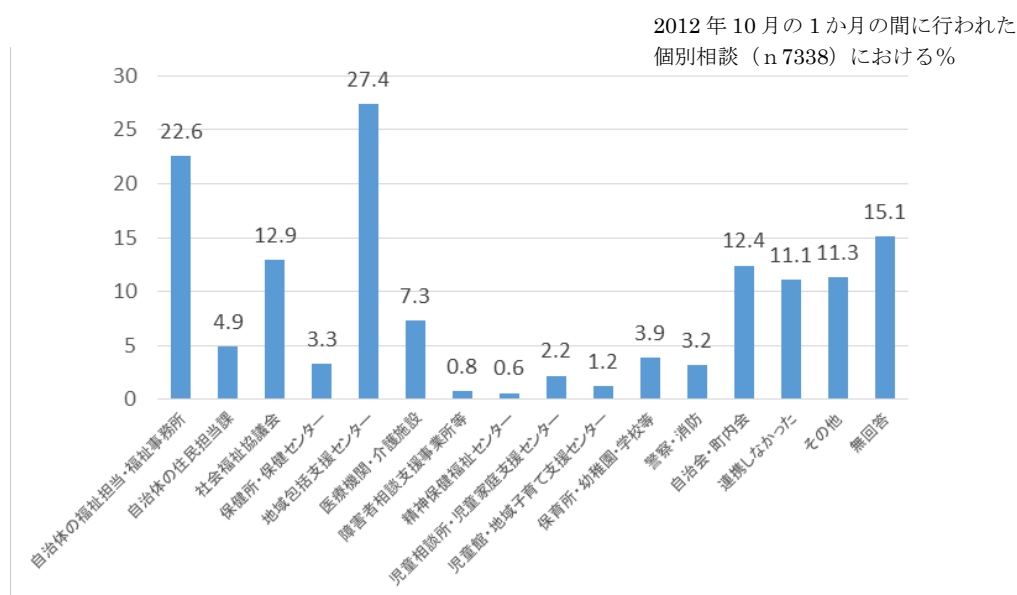


図5 民生委員の連絡先（個別相談に対する）

日本総研研究所「民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査、研究事業報告書 平成25年3月」より筆者作成

現在は社会福祉が対象とする生活上の課題も多様化複雑化しており、必ずしも単一の機関や制度で対応できるものではなくなっている。民生委員のように様々な課題に対応できるワンストップの窓口が地域で機能していることは心強いことであるが、その民生委員以外にワンストップで対応できる窓口がない。そのため、民生委員は様々な機関と連携していく必要があり、その負担は少なくないと考えられる。

4. 福祉施策の動向と民生委員

これまで確認してきたとおり、民生委員の活動内容・対応相談内容は多岐に渡り、民生委員一人一人の負担は大きなものがあると考えられる。担い手不足の課題も顕著になっており、民生委員制度存続のための取り組みは急務と言える。厚生労働省に設置された検討会の報告書（民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 2014）からも、国の危機意識を理解することができる。しかし近年、社会福祉政策は大きな見直しを進めており、その

中で民生委員に対する更なる負担の増加が懸念される。

前述の通り、日本の社会福祉制度はこれまで領域・対象別に設計されてきた。しかし、現在その方針の見直しが進められている。平成 27 年から 29 年にかけて、今後の社会福祉施策の大きな方向性を示す指針が相次いで示された。この 10 年間、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を目指して、国は地域包括ケアシステムの構築に力を入れてきた。地域包括ケアシステムは誰もが住み慣れた地域で生活し続けるための地域づくりであるが、これまでその対象は高齢者と捉えられてきた⁴⁾。しかしこの 1～2 年で示された方針は、地域包括ケアシステムを高齢者だけではなく、障害者、児童、生活困窮者、難病患者等全ての人を対象としたものとするを明確に打ち出している。またそのために地域の支え合いである「互助」を強化していくこととしている。民生委員はこれまでも対象にとらわれず、地域住民の様々な福祉課題に対応してきた。また地域の支え合いを実践、促進してきた。いわばその活動は時代に先駆けたものであった。新しく示された社会福祉の在り方においても民生委員への期待を確認できる。ここでは平成 27 年から 29 年にかけて発表された社会福祉に関する国の指針と、その中で語られている民生委員の役割・期待について確認する。

今後の国の社会福祉の在り方を示した指針が、平成 27 年 9 月、厚生労働省のプロジェクトチームから示された「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（以降「新福祉ビジョン」とする）である。この新福祉ビジョンで「高齢、障害、児童、引きこもり、障害のある困窮者、若年認知症、難病患者・がん患者等、幅広い対象に対応できる新たな地域包括支援体制の構築と、それを可能にする人材育成」の必要性が示された。ここで育成された新たな人材は「民生委員と相談し地域の見守り体制を構築する」とされている。

新福祉ビジョンを踏まえたモデル事業（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）が行われており、報告書にまとめられている（全国社会福祉協議会 2017）。報告書にはモデル事業に取り組んだ全国の事例が掲載されており、各地域の様々な工夫を確認することができる。この報告書に示された、各地のモデル事業の取り組みで民生委員の関わりが多く明記されており、新福祉ビジョンで示された内容を実現するには、民生委員の存在が不可欠であることが改めて示された。

新福祉ビジョンのあとに示された「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定、以降「一億プラン」とする）では、「新たな三本の矢」の一つとして「安心につながる社会保障」が示された。その具体案として「介護離職ゼロ」が提示されており、その中で新福祉ビジョンでも示された全住民を対象とする地域包括ケアシステムである地域共創社会の姿が示されている。

一億プランの中には民生委員の名称は記載されていない。しかし一億プランで示された地域共生社会のことをより具体的に述べた「地域共生社会「我がこと丸ごと」資料」（厚生労働省 2016）（以降「丸ごと資料」とする）では民生委員の役割が明記されている。この丸ごと資料で民生委員は「制度や分野にとらわれない地域課題の把握」「住民団体等によるイ

ンフォーマル活動への支援」「公的な相談機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネーター機能」を担うものの一つとして位置づけられている。

これからの社会福祉は他人事ではなくお互いに関心を持ち助け合う「我が事」(≒互助)と、対象者別・領域別ではなく全ての住民を対象とした包括的支援体制「丸ごと」がキーワードとなっている。前述の通り民生委員は時代に先駆けてこの新しく示されたコンセプトを体現してきた。民生委員の存在はこれからの地域共生社会には欠くことはできない。

その後の厚生労働省資料「社会・援護局関係主管課長会議資料」(厚生労働省 2017)でも、一億プランで示された地域共生社会の実現の取り組みにおいて「地域の住民にとって最も身近な存在で、地域のことに精通され、住民の立場に立って相談援助活動を行い、行政機関との架け橋にもなっている民生委員に期待される役割が大きくなっている」と民生委員への期待を大きく取り上げている。また担い手不足の現状にも触れ、各自治体で将来の民生委員のなり手確保のための取り組みを進める必要があることを示し、民生委員制度存続の危機感を募らせている。

5. 民生委員制度の持続可能のために

これまで民生委員の活動と新しい社会福祉の在り方を概観してきた。新しい社会福祉を実現するには民生委員の存在は不可欠であり、実現のカギを握る重要な存在の一つとして捉えられている。しかし民生委員は担い手不足であるため、民生委員の担い手確保が地域共生社会実現のためにも重要な取り組みになる。

平成 26 年の報告書(民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 2014)でも、各自治体による積極的な民生委員支援の必要性が指摘されている。すでに先駆的な自治体では負担軽減のための様々な取り組みが展開されている。大分市では民生委員をサポートするための支援担当者を各課に配置し、夜間休日にも対応できる体制を整えている。また具体的に民生委員の活動内容を示す Q&A を作成し、それぞれの民生委員が日ごろの業務の中で判断の迷いや負担軽減のための取り組みを行っている(読売新聞『民生委員どうサポート』2017年7月2日)。また三重県名張市のように地域包括支援センターのランチを配置することでさらにきめ細やかに地域の相談に対応できる仕組みを作り、民生委員の安心に繋がっている地域もある(日本総合研究所 2013)。

しかし民生委員が直面している課題は民生委員活動上の課題だけではない。民生委員は自分自身も住民であり、生活者でもあるため、民生委員の役割とプライベートのどちらを優先させれば良いか判断に迷うことも多く、民生委員の負担に繋がっている(松崎 2014)。

「サイレント・プア」の民生委員は自分自身が 2 児の母であり、また同居している母親は若年性認知症である。幼い子供の子育てや、母親の徘徊や被害妄想に対応し、夜は居酒屋の女将として店に立ちながら、地域のために CSW と同様に奔走する。今後民生委員の担い手の幅が広がる中で、民生委員活動に従事できる時間やかけられる労力にも幅がでると考えられる。

民生委員は地域にとって不可欠な存在であるが、民生委員が常にいること、また全員が同じ対応をとれることを前提に考えるのではなく、不在の時でも地域で対応できる体制を整えることを考える必要がある。特に夜間、土日やGW（ゴールデンウィーク）や正月休みなど、行政や専門機関が手薄になる時間・期間の負担軽減などの検討が必要である。本来であれば、夜間や休日を自分や家族のための時間として使いたいのは民生委員も他の住民と同様である。しかし民生委員はこうした時にこそ負担が大きくなる。民生委員は「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のあるもの」とされているが、一人の生活者であり、住民であることには変わりはない。自分自身の生活や楽しみを大切にしながら活動を続けることができなくては、今後ますます担い手確保は困難になると考えられる。

民生委員の負担軽減には自治体や専門機関だけではなく、住民の協力も欠かせない。大分市の Q&A のように民生委員が日々の活動で判断に迷うことを少なくする取り組みも有効であるが、自治体や専門機関も安易な協力要請を控え、地域の実態把握やアウトリーチのように民生委員の力が真に必要な内容に業務を厳選していくことや、祝日夜間のバックアップ体制の構築なども必要である。また前掲の図 3 からは民生委員が住民の身の回りの支援を行っている姿もうかがえるが、このことについても検討が必要である。地域住民も受診の付き添いやゴミ出し、電球交換など、民生委員を無料の生活サービスと捉えるのではなく、民生委員の役割を理解し、住民間での支え合いの仕組みの構築を検討していく必要がある。また自治体や専門職にはそうした住民の活動を支える取り組みが求められる。

民生委員は 100 年にわたり私たちの生活を支えてきた。身近であるがゆえに、住民だけではなく自治体や専門機関等にとってもその存在が当たり前になっているとも考えられる。しかし、これまで確認した通り、民生委員の業務量は年々増え、担い手不足も指摘されている。民生委員の負担軽減、制度継続のために、自治体、専門機関、地域住民それぞれの立場で何ができるかを考え、実行していくことは「地域共生社会」実現のための取り組みと重なるものである。

[注]

- 1) 方面委員制度の「方面」とは、小学校通学区域のことであり「学区」と同義である。「防貧」や「救貧」委員などの露骨な表現を避けて命名された（嘉陽 2011）。
- 2) 厚生労働省 HP では「社会福祉行政業務報告」は平成 21 年度から「福祉行政報告例」として報告されている。
- 3) さらに児童委員としても適任でなくてはならないとされている。
- 4) 2014 年の「地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条では『「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう』と定義されている。

文 献

- 吉田恭爾 (2001) 「階級対立の強化と「社会連帯」の擬制」『社会福祉の歴史政策の運動と展開』 右田紀久恵・高澤武司・古川孝順 (編) 有斐閣
- 嘉陽正倫 (2011) 「民生委員の現代的課題ー地域福祉の担い手としての役割ー」 山口大学大学院博士論文
- 厚生労働省「社会福祉行政業務報告」平成12年度～平成20年度
- 厚生労働省「福祉行政報告例」平成21年度～平成27年度
- 厚生労働省ホームページ「民生委員・児童委員参考データ」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/01.html> 2017年8月10日
閲覧
- 全国民生委員児童委員連合会 (2007) 『市区町村民生委員児童委員協議会等 活動実態調査報告書2006』
- 株式会社日本総合研究所 (2013) 『民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査、研究事業報告書』
- 民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 (2014) 『民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 報告書』
- 厚生労働省 (2015) 『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー』
- 全国社会福祉協議会 (2017) 『多機関の協働による包括的相談支援体制に関する実践事例集「我が事・丸ごと」の地域づくりにむけて』
- 閣議決定 (2016) 『ニッポン一億総活躍プラン』平成28年6月2日
- 厚生労働省 (2016) 『地域包括ケアの深化・地域共生社会への実現』 第一回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 平成28年7月15日資料
- 厚生労働省 (2017) 『社会・援護局関係主管課長会議資料』平成29年3月2日
- 読売新聞 (2017) 『民生委員どうサポート』平成29年7月2日
- 松崎吉之助 (2014) 「住民である民生委員が役割を見出すプロセスー修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチによる分析」『技術マネジメント研究』13, 21-33